

# 社会福祉法人 宮城県共同募金会

## 令和4年度事業 共同募金助成計画

### 県域助成

#### 1. 社会福祉施設に対する助成

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年10月より申請受付
- \*助成予算額 800万円

#### (1) 社会福祉法人が運営する施設に対する助成

##### ①車両整備

- \*助成額 車両整備のマイクロバス等特殊車両は200万円上限、その他車両は100万円上限 総事業費の75%
- \*条件 1法人1施設1事業 法人としての連年助成なし  
社会福祉協議会、法人格をもつ保育園の車両整備及び、中古車両や車両リース代は不可  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

##### ②施設の増改築・修繕

- \*助成額 150万円上限 総事業費の75%
- \*条件 1法人1施設1事業 法人としての連年助成なし  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

##### ③備品整備

- \*助成額 100万円上限 総事業費の75%
- \*条件 1法人1施設1事業 法人としての連年助成なし  
備品購入は1備品で必要性の高い備品に限る（付属品は可）  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

#### (2) 特定非営利活動法人・一般社団法人等が運営する施設に対する助成

- \*対象事業 施設の増改築・修繕・備品購入
- \*助成額 100万円上限 総事業費の90%
- \*条件 法人としての連年助成なし  
施設の増改築・修繕が、個人所有又は借り上げの施設に係わる場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る  
備品購入は1備品に限定（付属品は可）  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

## 2. 地域福祉推進に関する巡回車両整備事業（新）

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年10月より申請受付
- \*助成予算額 300万円
- \*対象事業 県内35市町村社会福祉協議会の車両整備
- \*助成額 200万円上限  
総事業費の75%

## 3. 社会福祉団体に対する助成

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年10月より申請受付
- \*助成予算額 600万円
- \*対象事業 県内全域において活動する公益団体の事業費・備品購入
- \*助成額 事業費は50万円上限 総事業費の75%  
全国大会等主催に伴う事業費は50万円上限  
総事業費の75%  
備品購入は30万円上限 総事業費の75%
- \*条 件 人件費・旅費等経常費は除外  
他の公的団体の補助・参加費徴収分は除外  
1団体1事業（内容の異なる研修会・イベント等はいずれか）とするが、  
全国大会等を主催する場合はその限りとしない。  
備品購入は1備品に限定（付属品は可）  
団体の運営費・下部組織（市町村等）への二次助成は対象外  
継続事業の場合は、事業に係る予算内訳を具体的に記入し、事業の効果・  
成果を詳細に提出のこと

## 4. 子育て支援事業

### （1）認可外保育所整備事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年10月より申請受付
- \*助成予算額 90万円
- \*対象事業 施設の増改築・修繕・備品購入
- \*助成額 30万円上限 総事業費の90%
- \*条 件 連年継続助成は2年まで  
施設の増改築・修繕が、個人所有又は借り上げの施設に係わる  
場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る

病院等企業内保育所及び株式会社等が経営する保育所は対象外とする  
同一経営者 1 施設に限定  
備品購入は 1 備品に限定（付属品は可）

5. 参加と協働による新たな地域共生社会づくり支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年1月より申請受付予定
- \*助成予算額 710万円

6. 住民力・地域力・福祉力を高める支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和4年1月より申請受付予定
- \*助成予算額 600万円

7. 社会課題解決「みやぎチャレンジプロジェクト」助成事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年8月より申請受付
- \*助成予算額 1,800万円（※マッチング（加算額）のみ計上）

8. 自立サポートハウス助成事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年1月より申請受付
- \*助成予算額 250万円

9. みやぎ子ども食堂支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年1月より申請受付
- \*助成予算額 200万円

10. 難病救援活動支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和3年1月より申請受付予定
- \*助成予算額 50万円
- \*対象事業 難病救援のための組織活動に対し支援
- \*助成額 1事業50万円上限
- \*条件 厚生労働省が指定する特定疾患等に関する難病の支援活動

### 1 1 . 小規模災害支援事業

\*別途交付要項により申請受付

\*通年申請受付

\*助成予算額 400万円

\*対象事業 県内で起きる小規模災害に対する小規模災害ボランティア活動支援金の助成や見舞金等の贈呈

\*条 件 災害支援に関する規程に定めるところによる

### 1 2 . 児童養護施設・里子自立支援事業

\*別途募集要項による公募とする

\*令和3年11月より申請受付予定

\*助成予算額 200万円

\*対象事業 宮城県内の児童養護施設に入所する者で卒園（18歳）を迎える児童、及び児童福祉法に規定する養育里親または小規模住居型児童養育事業実施者に養育される児童で18歳を迎える児童

\*助成額 卒園児童1人あたり5万円

\*条 件 養育里親において、東日本大震災等による震災遺児・孤児を養育する親族等への助成は対象外とする。助成の対象となる児童が措置延長の有無を問わず支給する

### 1 3 . 緊急助成支援事業

\*別途募集要項による公募とする

\*令和3年10月に申請受付

\*助成予算額 100万円

\*対象事業 当該年度において、他に財源がなく緊急的に助成支援が必要となった事業

\*助成額 1事業50万円上限 総事業費の90%

\*条 件 人件費・旅費等経常費は除外

施設の修繕が、個人所有又は借り上げの施設に係わる場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る

備品購入は1備品に限定（付属品は可）

行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外